

52.08 項～52.12 項 1 .「ポプリン」及び「ギンガム」の定義等について

関税率表番号第 52.08 項から第 52.12 に分類される「綿織物」のうち、「ポプリン」及び「ギンガム」の定義を別紙 1 のとおりとし、「ポプリン、粗布、細布、金巾、ポイル、ローン及びギンガム」の規格を別紙 2 のとおりとする。

別紙 1

関税率表における綿ポプリン及び、綿ギンガムの定義について**1 . 綿ポプリンの定義**

たて糸に 30 テックス以下（20 番手以上）綿単糸又は 15 テックス以下（40 番手以上）の綿双糸を用い、よこ糸に 30 テックス以下（20 番手以上）の綿単糸又は 15 テックス以下（40 番手以上）の綿双糸若しくは綿三子を用いて、2.54 センチメートル当たりの密度をたて糸にあっては 70 本以上、よこ糸にあっては 30 本以上とし、たて糸とよこ糸の密度の和を 110 本以上、差を 20 本以上とした平織物

2 . 綿ギンガムの定義

たて糸及びよこ糸に色糸又はさらし糸を用いて、たてじま、格子柄、勾配柄を出した平織物

綿平織物の規格

品種名	組織	規 格						色、柄等
		番手、単糸・双糸、撚		密度（本 / 2.54cm）				
		経糸	緯糸	経糸密度	緯糸密度	経糸と緯糸の密度和	経糸と緯糸の密度差	
ポプリン	平織	20 番手以上の単糸又は40 番手以上の双糸	20 番手以上の単糸又は40 番手以上の双糸若しくは三子	70 本以上	30 本以上	110 本以上	20 本以上（密度差を20 本以上とすることによって、よこ方向に畝を表したものの）	- - - -
粗布	平織	20 番手以下の単糸	20 番手以下の単糸	30 ~ 60	30 ~ 70	- - - -	- - - -	- - - -
細布	平織	20 ~ 26 番手	20 ~ 26 番手	60 本前後	60 本前後	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
金巾	平織	20 ~ 50 番手	20 ~ 50 番手	- - - -	- - - -	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
ポイル	平織	単糸又は双糸の撚糸	単糸又は双糸の撚糸	やや粗い	やや粗い	- - - -	- - - -	- - - -
ローン	平織	40 ~ 80 番手の単糸	50 ~ 135 手の単糸	60 ~ 110	45 ~ 120	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
ギンガム	平織	20 ~ 45 番手	20 ~ 45 番手	- - - -	- - - -	90 ~ 180 本	- - - -	経糸、緯糸に色糸又は晒糸を用いて縦縞、格子柄、勾配柄を表した織物